

【速報】中国赴任者の社会保険にかかわる最新状況

日本国外務省のウェブサイトによると、2019年5月16日、日中社会保障協定の効力発生のための外交上の公文の交換が北京で行われました。これにより、この協定は、2019年9月1日に発効することになります。今回は、この協定の発効を含めた駐在員の社会保険にかかわる最新状況を説明します。

1. 会社負担保険料率の低減

中国では、社会保険料について会社負担と個人負担とが必ずしも折半とはされておらず、特に養老保険（年金保険）、医療保険では会社負担の料率が著しく高く、会社の人件費負担を押し上げる要因となっていました。このうち養老保険については、中央政府の指示により、2019年5月1日より会社負担の料率は16%にまで低減されています。これによって、上海における住宅積立金を含む社会保険の料率は、以下の通りとなります。

◇上海市の社会保険料率

保険項目	会社負担料率	個人負担料率
養老保険(年金保険)	16%	8%
医療保険	9.5%	2%
失業保険	0.5%	0.5%
労災保険	0.16%~1.52%	【個人負担なし】
生育保険	1%	【個人負担なし】
住宅積立金（※）	7%	7%
合計	34.16%~35.52%	17.5%
（※）住宅積立金については、会社毎において10%、12%、14%（いずれも、会社と個人で折半）のいずれかを選択すること認められています。		

2. 日中社会保障協定の発効に伴う現地法人負担の低減

中国では、社会保険法の施行（2011年7月1日）により、中国で就業する外国人に対しても中国の社会保険制度への加入を義務付けています。（なお、住宅積立金に関しては、社会保険法が規定する保険に含まれていません。）

これに対して、2019年9月1日に日中社会保障協定が発効すると、日本本社の従業員が中国現地法人に赴任するような場合には、赴任からの5年間について、当該従業員が日本における年金制度への加入を継続していることを前提として、中国の年金保険への加入を免れることとなります。

ここで注意しなければならないのは、日中社会保障協定により規定される保険は年金保険に限られる点にあります。年金以外の保険については、日中社会保障協定の発効にもかかわらず、中国の社会保険制度への加入が義務付けられることになります。とはいえ、上海の養老（年金）保険料率は会社負担と個人負担とを併せて24%にも及ぶため、日中社会保険協定の発効により、日本本社からの赴任者を受入れる現地法人としては、人件費負担が大幅に削減されることとなります。

3. 補足事項

上記のとおり、日本本社から中国への赴任者は、赴任から5年間について日中社会保障協定の適用を受けることができます。一方、日中社会保障協定の発効時点において中国で就業していた赴任者については、発効日以前の滞在年数は問わず、発効日から5年間についてこの協定の適用を受けられることとされています。

（執筆者連絡先）

上海成和ビジネスコンサルティング(SSBC) / 税理士法人 成和 代表 渡辺基成

住所: 上海市長寧区延安西路 1600 号 禾森商務中心 303 室

電話番号: +86-21-5237-6737

E-mail: info@seiwa-group.jp

Website: <http://www.seiwa-group.jp/>